

日短FX DIRECT

取引説明書

 **0120-30-8806**

<http://www.nittanfxdirect.com>

- 外国為替証拠金取引の説明書
- 外国為替取引約款
- 日短FXダイレクト取引規定
- FXデポ取引規定
- 外国為替取引のリスク



セントラル短資オンライントレード
Central Tanshi On-line Trading Co.,Ltd.

外国為替証拠金取引の説明書

金融先物取引業者の名称：セントラル短資オンライントレード株式会社
 金融先物取引業登録番号：関東財務局長(金先)第51号
 登録年月日：2005年11月15日
 当社への連絡先：〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町3-3-11
 Tel.03-3242-5600 Fax.03-3242-5601
 カスタマーデスク 0120-30-8806
 加入する協会：社団法人 金融先物取引業協会
 会員番号 1504

目次

外国為替証拠金取引の説明書	P1～P4
外国為替取引約款	P5～P9
日短FXダイレクト取引規定	P10
FXデボ取引規定	P11
外国為替取引のリスク	P12～P13

この書面は、「金融先物取引法」第70条の規定に基づき、受託契約の締結前に、当該取引の概要を記す書面としてお客様に対し交付する事が義務付けられているものです。

本説明書のほか、「外国為替取引約款」、各商品の「取引規定」および「外国為替取引のリスク」をよく読みご理解いただいた上で取引に参加されるようお願い致します。

- お客様がお取引される外国為替証拠金取引は高いレバレッジを掛けることができる商品であることから、取引方法によっては、取引額が預託する証拠金額に比べて大きくなります。
- 外国為替証拠金取引は、通貨の価格変動等により損失が生じることとなるおそれがあり、損失額が預託している証拠金額を上回るおそれがあります。
- 弊社は、金融先物取引法第91条の規定に基づき、お客様から預託を受けた委託証拠金その他の保証金は、自己の固有資産と区分して管理する事が義務付けられており、弊社はこれを遵守しています。
- 当社のカバー取引先は下記のとおりです。
 - 商号または名称：パークレイズ銀行 東京支店
Barclays Bank Plc, Tokyo Branch
監督を受けている外国の当局の名称：U.K.FSA(英国金融庁)
業務内容：銀行業
 - 商号または名称：ドイツ銀行 東京支店
Deutsche Bank AG, Tokyo Branch
監督を受けている外国の当局の名称：BAFIN(ドイツ連邦金融監督庁)
業務内容：銀行業
 - 商号または名称：UBS銀行 東京支店/UBS AG, Tokyo Branch
監督を受けている外国の当局の名称：EBK(スイス連邦銀行委員会)
業務内容：銀行業
 - 商号または名称：ゴールドマン・サックス証券株式会社
Goldman Sachs Japan Co., Ltd.
業務内容：証券業
 - 商号または名称：モルガン・スタンレー証券株式会社
Morgan Stanley Securities Japan Co., Ltd.
業務内容：証券業
 - 商号または名称：OCBC Securities Private Limited
監督を受けている外国の当局の名称：MAS(シンガポール通貨庁)およびSGX(シンガポール取引所)
業務内容：証券業
 - 商号または名称：Man Financial (S) Pte Ltd
監督を受けている外国の当局の名称：MAS(シンガポール通貨庁)およびSGX(シンガポール取引所)
業務内容：市場取引仲介業
- 当社・カバー取引先の財務状況の変化等により、お客様の預託金は損失を被るリスクに晒されることとなります。

■外国為替証拠金取引について

弊社による外国為替証拠金取引の受託業務は、金融先物取引法をはじめ国内外の関係する法令、規則（インターバンク（銀行間）市場における慣行を含む）、その他の関係法令を遵守して行います。

弊社は、お客様のカウンターパーティ（取引の相手方）として行動し、お客様と弊社との取引形態は相対取引となります。弊社はお客様との間で発生した取引（お客様の持高/ポジション）と同じ取引をカウンター取引先と行うことにより、お客様の資産額と弊社の預かりの額を同一に保ちます。

外国為替証拠金取引における取引の方法は、次のとおりです。

- 取引の種類
 - 外国為替証拠金取引
 - 取引対象通貨および取引通貨ペア
 - 別紙、取引要綱をご覧ください
 - 価格の決定方法
 - インターバンク市場において取引されている最新の価格を参照し、当社内で対顧客取引為替レートを決定。参照する為替レートは市場と時間帯

・ ウェリントン・シドニー 外国為替市場	日本時間 7:00 - 9:00頃
・ 東京 外国為替市場	日本時間 9:00-15:30頃
・ ロンドン 外国為替市場	日本時間 15:30-23:00頃
・ ニューヨーク 外国為替市場	日本時間 23:00-翌7:00頃
- 決済期限
 - 外国為替証拠金取引は原則2営業日後が決済日（米ドル/カナダドルについては原則翌営業日決済）となるスポット取引です。但し、ロールオーバー取引の執行により決済期限の更新をすることが出来ます。詳しくは、本説明書の「受託等に関する主要な用語および基礎的事項」をご覧ください。
- 取引の数量
 - 別紙、取引要綱をご確認ください。
- 約定数値
 - 決済通貨が日本円の場合0.01。
（米ドル/日本円・ユーロ/日本円・英ポンド/日本円・豪ドル/日本円・スイスフラン/日本円・ニュージーランドドル/日本円・カナダドル/日本円・南アフリカランド/日本円・香港ドル/日本円で10,000通貨単位を取引した場合0.01の為替変動につき100円の損益が発生します）
 - 決済通貨が米ドルの場合0.0001。
（ユーロ/米ドル・英ポンド/米ドル・豪ドル/米ドル・ニュージーランドドル/米ドルで10,000通貨単位を取引した場合0.0001の為替変動につき1米ドルの損益が発生します）
 - 決済通貨がカナダドルの場合0.0001。
（米ドル/カナダドルで10,000通貨単位を取引した場合0.0001の為替変動につき1カナダドルの損益が発生します）
 - 決済通貨がスイスフランの場合0.0001。
（米ドル/スイスフラン・ユーロ/スイスフラン・英ポンド/スイスフランで10,000通貨単位を取引した場合0.0001の為替変動につき1スイスフランの損益が発生します）
 - 決済通貨が英ポンドの場合0.0001。
（ユーロ/英ポンドで10,000通貨単位を取引した場合0.0001の為替変動につき1英ポンドの損益が発生します）
- 決済の方法
 - 決済方法は反対売買による差金決済または、現金による受渡決済（南アフリカランド/日本円・香港ドル/日本円を除く）とします。
 - マージンコール（追証）の履行・決済の方法
- 市場価格の変動または証拠金率の変更に伴い、未決済持高に係る未実現損益と現金残高の合計額（口座清算価値）が、未決済持高に係る維持証拠金の水準を下回った場合、翌銀行営業日日本時間午後3時までに、必要証拠金額の水準と口座清算価値との差額に相当する金額以上の証拠金を追加預託していただくか、必要証拠金額の水準と口座清算価値との差額に相当する金額を必要とする未決済持高の一部または全部を反対売買により決済していただく必要があります。
- ロスカットルール
 - 市場価格の変動または証拠金率の変更に伴い、未決済持高に係る未実現損益と現金残高の合計額（口座清算価値）が、未決済持高に係る必要証拠金の20%の水準を下回った場合、お客様が保有する全ての持高の反対売買を行います。
- 尚、市場の流動性の極端な低下、市場価格の急変動などの状況下では、上記の手続きを手順通り行った場合においても預託額以上の損失が発生する恐れが存在します。
- 両建取引
 - お客様は、自らの意思により両建取引を行うことができます。ただし、両建取引はスワップポイントによる逆サヤやスプレッド（売値と買値の差）によるコストの負担が発生する場合があります。また、決済の方法によっては手数料が二重にかかる場合があり、経済的合理性を欠く取引です。
- 証拠金の種類
 - 日本円・米ドル・ユーロ・英ポンド・スイスフラン・豪ドル・カナダドル・ニュージーランドドル・南アフリカランド・香港ドル
 - 証拠金の計算方法
 - 取引額、通貨ペアまたは商品内容によって必要な証拠金額は異なります。詳しくは別紙、取引要綱でご確認ください。
- 証拠金の差入れ
 - お客様は弊社に委託をした外国為替証拠金取引を行うに際し、取引する通貨の額に必要な証拠金額以上の額を、弊社に差し入れなければなりません。
- 証拠金の維持
 - 上記（証拠金の差入れ）の取引が成立した取引日の翌取引日以降、営業日の更新（ロールオーバー）ごとに値洗いされた口座清算価値（未決済の持高（ポジション）について計算した損益とスワップポイントなどにより、既に預託された証拠金の合計額）が、維持証拠金額を下回る場合には、必要証拠金額と口座清算価値との差額以上の額を、指定した日時までに差し入れなければなりません。
- 充当できる有価証券の種類
 - 有価証券による充当は受け付けておりません。
 - 有価証券の充当額
 - 有価証券による充当は受け付けておりません。
- 預託金の返還方法
 - 現金残高が未決済持高にかかる必要証拠金額を上回る場合、その差額を引出す事ができます。但し、お客様が既に発注した注文が約定した場合に必要な証拠金額を控除します。預託金の返還は

ご依頼から4営業日以内とします。

- 証拠金を所定の日時までに差し入れない場合の取扱い
 - お客様が弊社から請求された証拠金を所定の日時までに差し入れなかった場合には、弊社は、当該取引を決済するため、任意に、お客様の計算において転売・買戻し、最終決済又は権利行使を行うことができます。（お客様が取引に関し、弊社に支払うべき金銭を支払わない場合についても同様です。）
- 手数料の利率・額
 - 別紙、取引要綱をご確認ください。
- 手数料徴収の方法
 - 取引当該日のニューヨーククローズ時に現金残高から徴収いたします。
- スプレッド
 - スポット並びにロールオーバー取引の際に売値と買値に差（スプレッド）が存在します。弊社ではこれらの売値と買値を同時に提示（2wayフォート）し、取引価格の公正性をお客様にご確認頂く機会を設けています。
- スワップポイント
 - 各通貨の金利差に基づきスワップポイント（金利差相当分）が確定します。金利差の状況によってはスワップポイントが支払いとなる場合があります。スワップポイントによる損益額はロールオーバー取引時に確定いたします。

■受託等にかかる禁止行為

1. 顧客に対し、利益を生ずることが確実にであると誤解させるべき断定的判断を提供して受託契約等の締結を勧誘すること。
2. 顧客に対し、損失の全部若しくは一部を負担することを約し、又は利益を保証して、受託契約等の締結を勧誘すること。
3. 取引の件数又は数量、対価の額又は約定数値その他の内閣府令で定める事項について、顧客の同意を得ないで定めることができることを内容とする受託契約等を締結すること。
4. 受託契約等の締結の勧誘を要請していない一般顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、受託契約等の締結を勧誘すること。
5. 受託契約等の締結の勧誘を受けた顧客が当該受託契約等を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含む。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続すること。
6. 受託契約等を締結しないで、金融先物取引の受託等をし、顧客を威迫することによりその追認を求めること。
7. 受託契約等に基づく金融先物取引の受託等をする事その他の当該受託契約等に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。
8. 受託契約等に基づく委託者等の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は委託証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用してその不正の手段により取得すること。
9. 前各号に掲げるもののほか、金融先物取引の受託等に関する行為であって、委託者等の保護に欠け、又は金融先物取引の受託等の公正を害するものとして内閣府令で定めるものを行うこと。
10. 前9項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる行為とする。
 - (1) 金融先物取引の受託等の動向その他の業務上知り得た特別の情報に基づいて自己又は委託者等以外の第三者の利益を図る目的をもって、金融先物取引の受託等をする事。
 - (2) 金融先物取引について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため当該顧客に財産上の利益を提供する旨を当該顧客に対し申し込み、又は約束すること。
 - (3) 金融先物取引について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため当該顧客に対し財産上の利益を提供すること。
 - (4) その取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業員及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置を怠ること。
 - (5) その取り扱う個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（その業務上知り得た公表されない情報という。）を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を怠ること。
 - (6) 金融先物取引の受託等につき、顧客に対し、通貨等、金融指標、店頭金融オプション又は法第二条第二項第三号に規定する金融オプションの買付け又は買付けその他これに準ずる取引と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいう。）を同時に勧誘する行為をすること。
 - (7) 受託契約等の締結を勧誘する目的があることを一般顧客にあらかじめ明示しないで当該一般顧客を集めて受託契約等の締結を勧誘すること。

■受託等にかかる手続き

委託の際の手続き

お客様が弊社に金融先物取引を委託する際の手続きの概要は、次のとおりです。

- (1) 取引の開始
 - a. 本説明書の交付を受ける
 - はじめに、弊社から本説明書が交付されますので、金融先物取引の仕組みやリスクについて十分ご理解のうえ、ご自身の判断と責任において取引を行う旨の確認書をご提出下さい。
 - b. 金融先物取引口座の設定
 - 金融先物取引の開始にあたっては、あらかじめ弊社に金融先物取引口座申込書/兼外国為替証拠金取引に関する確認書を差し入れ、金融先物取引口座を設定していただきます。その際ご本人である旨の確認書類のご提示をいただきます。
 - c. 預金口座の開設
 - 外貨の授受を伴う金融先物取引を委託する場合には、そのための預金口座が必要となります。
 - (2) 委託注文の指示
 - 金融先物取引の委託注文をするときは、弊社の取扱時間内に、インターネット・電話・携帯端末を通じて次の事項を正確に弊社に指示して下さい。
 - a. 取引通貨ペア
 - b. 売付け取引又は買付け取引の別
 - c. 注文数量
 - d. 価格（指値、成行等）
 - e. 委託注文の有効期間
 - f. その他顧客の指示のよることとされたい事項（ストラテジー取引を行うおとすときはその種類名、その他の条件を付すときはその条件等）
- 委託注文の内容の確認について、弊社が注文受付通知書の交付以外の方法をとる場合には、あらかじめその方法をお客様に説明し、書面により同意していただきます。

(3) 転売・買戻し等の指示

当社の外国為替証拠金取引は、インターバンク市場と同様、新規・転売・買戻し等の区別はなく日計り優先ファーストイン・ファーストアウト方式で買持高と売持高が決済されます。反対売買を行い特定の持ち高との決済を希望する場合は決済対象の指定を行ってください。

(4) 委託注文をした取引の成立

委託注文をした取引が成立したときは、弊社は成立した取引の内容を明らかにした取引報告書をお客様に交付します。

(5) 証拠金の差入れ

お客様は、弊社に委託をした外国為替証拠金取引を行うに際し、取引する通貨の額に必要な証拠金額以上の額を、弊社に差入れなければなりません。

(6) 消費税の取扱い

消費税等(消費税、地方消費税)は発生致しません。

(7) 持高、証拠金等の報告

弊社は、お客様に取引状況をご確認いただくため、毎日のお客様の金融先物取引の持高、証拠金及びその他の未決済勘定の現在高を記載した報告書を作成して、お客様に交付します。

(8) その他

弊社からの通知書や報告書の内容は必ずご確認ください。万一、記載内容に相違又は疑義があるときは、速やかにその弊社の取扱責任者に直接ご照会下さい。

■受託等に関する主要な用語および基礎的事項

- 受渡決済(うけわたしけさい)
先物取引やオプション取引の決済期日に、原商品とその対価の授受を行う決済方法をいいます。
- 売付取引(うりつけとりひき)・売持高(うりもちだか)
一般に売る取引をいいます。具体的には、1) 差金決済型の先物取引の場合は、決済価格が約定価格を下回ったときに金銭を受け取ることとなり、上回ったときに金銭を支払うこととなる取引、2) 受渡決済型の先物取引の場合は、決済期日に原商品を引き渡すことにより対価を受け取ることとなる取引。売付取引のうち、決済が終了していないものを売持高といいます。
- 買付取引(かいつけとりひき)・買持高(かいもちだか)
一般に買う取引をいいます。具体的には、1) 差金決済型の先物取引の場合は、決済価格が約定価格を上回ったときに金銭を受け取ることとなり、下回ったときに金銭を支払うこととなる取引、2) 受渡決済型の先物取引の場合は、決済期日に対価を支払うことにより原商品を受け取ることとなる取引。買付取引のうち、決済が終了していないものを買持高といいます。
- 買戻し(かいもどし)
売持高を手仕舞う(売持高を減じる)ために行う買付取引をいいます。
- カバー取引
現在保有しているあるいは将来保有する予定の資産・負債の価格変動によるリスクを減少させるために、当該資産・負債とリスクが反対方向のポジションを先物市場で設定する取引をいいます。
- 金融先物取引業者(きんゆうさきものとりひききょうしや)
金融先物取引法第2条に基づき、第56条の登録を受けたものを指します。
- 差金決済(さきんけさい)
原約定とその反対売買取引との価額により、算出された損失又は利益に応じた差金を授受する決済方法をいいます。
- 指値注文(さしねちゅうもん)
価格の限度(売りであれば最低値段、買いであれば最高値段)を示して行う注文をいいます。これに対し、あらかじめ値段を定めないで行う注文を成行注文といえます。
- 証拠金(しょうごきん)
取引の契約義務の履行を確保するために差し入れる保証金をいいます。
- スワップ
買値と売値の差。ビッド・レート(お客様のお取引できる現在の売値)とオファー・レート(お客様のお取引できる現在の買値)の差をいいます。現在お取引できる売値と買値が同時に表示されますが、これは2ウェイクポイントというOTC(相対取引)特有の価格提示方法となります。
- スワップポイント
各通貨の金利差に基づきスワップポイント(金利差相当分)が確定します。金利差の状況によってはスワップポイントが支払いとなる場合があります。スワップポイントによる損益額はロールオーバー取引時に確定いたします。
- 清算価格(せいさんかかく)
証拠金請求額などを算出するために、米国東部時間午後5時(ニューヨーククローズ)時点の価格を参考として当社が決定する価格をいいます。
- 追加証拠金(ついかしょうごきん)
証拠金残高が現在の相場の変動により自己の持高を維持するのに必要な金額を下回った場合に追加して差し入れなければならない証拠金をいいます。
- 転売(てんばい)
買持高を手仕舞う(買持高を減じる)ために行う売付取引をいいます。
- 取引時間帯(とりひきじかんたい)
日本時間月曜日から土曜日の午前6時(米国冬時間時)
● 取引日(とりひきび)
米国東部時間の午後5時から翌午後5時までを同一取引日とします。
- 値直し(ねあらし)
毎日の市場価格の変化に伴い、持高は清算価格により米国東部時間の午後5時に評価替えれます。この手続きを値直しといいます。
- ロールオーバー
翌営業日に決済期限となる取引(既に取引を執行したお客様の持高、以下原取引という。)につき、通貨ペア毎に当該営業日に関わる決済金額が相殺方向となる為替スワップ契約(TOM/NEXT SWAP)を執行することにより、当該通貨ペアの当該営業日の決済資金を手当てすること、翌営業日に原取引と同等の取引の決済を約定する取引を指します。ロールオーバー取引の効果は、スワップ損益金額の確定と決済期日の更新です。

2005年11月15日	改訂	金融先物取引業登録番号およびその登録日の追加
2005年11月29日	改訂	社団法人金融先物取引業協会加入による会員番号の追加
2006年06月05日	改訂	取引通貨簿フランク(日本円・英ポンド)の追加
2006年09月21日	改訂	カバー取引先であるUBS銀行の追加
2006年07月06日	改訂	カバー取引先であるドイツ銀行の追加
2006年09月25日	改訂	取引通貨簿フランク(日本円・ユーロ)スイスフランの追加

外国為替取引約款

(本約款の目的)

外国為替取引約款(以下、「本約款」といいます。)は、セントラル短資オンライントレード株式会社(以下、「当社」といいます。)とお客様との間で行う、外国為替取引の権利義務関係および両者がともに従うべき規定として定められたものであり、お客様と当社とは、各商品につき別途定める「取引規定」及び別紙の「取引要綱」(以下、「取引規定等」といいます。)に規定する証拠金率、取扱通貨ペアにより外国為替取引をお取引頂けることとしますが、以下の条項は、各商品に共通の権利義務を規定するものとします。

お客様は当社から説明を受けた、金融先物取引法に定める店頭金融先物取引、特に「外国為替証拠金取引」の特徴、取引の仕組み等取引に関する内容を十分にご理解の上、お客様の判断と責任において店頭金融先物取引を行っていただくものといたします。つきましては、当社に店頭金融先物取引口座を設定するに際し、金融先物取引法その他の関係法令および社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守するとともに、次の各条に掲げる事項を承諾し、これを証するため、別途外国為替証拠金取引に関する確認書を差し入れます。

第1条(取引口座)

1. お客様が当社との間で行う外国為替取引において、委託証拠金、差金決済または受渡決済(以下「最終決済」という。)を行った場合の損益金、オプション料、その他授受する金銭は、すべて本約款に基づいてお客様と当社との間で別途合意することにより当社に開設されるお客様の取引口座(以下「マスター口座」という。)経由で処理するものとします。お客様が当社との間で行う各商品については、各商品ごとにサブ口座を設定し、マスター口座と各サブ口座との間で口座間振替により、各「取引規定等」に定める証拠金率等を管理することといたします。
2. お客様と当社との委託証拠金の入出金については、お客様及び当社が予め相互に指定した金融機関口座を使用した送金振込によるものといたします。委託証拠金に受入可能通貨は、各「取引規定等」に定める日本円または外貨とします。
3. 前項の入出金処理のうちお客様へお支払いについては、各「取引規定等」に定める事前通知期間を設けることといたします。
4. 委託証拠金の入出金については、お客様のマスター口座経由で各サブ口座へ記帳処理いたします。各商品に関わるサブ口座から、お客様がご指定の銀行口座への入金をご希望の口座、サブ口座からマスター口座への当該入金処理を行った後、マスター口座からお客様ご指定の銀行口座への振込手続きを行います。同様に、各商品のサブ口座間の残高振替についても、マスター口座経由で記帳いたします。
5. 委託証拠金のお客様へお支払い、あるいは、マスター口座間、マスター口座とサブ口座間の残高振替は、お客様の個別指示によるのみ行えることといたします。

第2条(取引対象および最終決済)

- お客様が当社に委託する店頭金融先物取引は、通貨の売買取引で、金融先物取引法第2条4項第1号に該当する取引であり、お客様と当社との外国為替取引に関わる最終決済方法は、当社とお客様との間で通貨の約定総額受払いによる「受渡決済」、又は、売買が相殺方向にある、同一通貨ペア、同一決済ペア、売買同額取引の売買損益の清算による「差金決済」のいずれかによるものとし、その処理については、次の各項に定めるところによるものとします。
1. 最終決済指定の通知媒体、通知の締切時刻は、各商品の「取引規定等」に定められたものといたします。
 2. 差金決済による最終決済は、お客様から差額決済すべき取引(複数)のご指定をいただくことにより、売買損益を本商品取引のサブ口座に入金記帳いたします。
 3. 受渡決済による最終決済を行う場合、当社は当該通貨につき受渡決済指定をお客様よりいただいたうえで、お客様との通貨の受渡を行います。当社は、お客様の支払通貨価値の当社勘定への入金確認後、その対価をお客様ご指定の銀行口座に振込むこととしたしますので、お客様の支払い通貨価値は、受渡決済日の前営業日までに当社指定の金融機関口座にご入金いただく必要があります。受渡決済の注文は、発注後如何なる場合にも取消すことはできません。また、受渡決済が遅延したことによって費用が当社に生じた場合には、お客様は、その金額を負担し、当社の請求に応じてその都度当社にお支払いいただきます。(ただし、当社の故意または重過失に起因するものを除きます。)

第3条(売買注文の受付及びシステム使用)

1. お客様が当社との間で行う外国為替取引において、インターネット取引システムを利用してお客様が入力したユーザーIDとパスワードの組み合わせが、当社の管理するユーザーIDとパスワードの組み合わせと一致した場合、またはお客様が口頭で伝えた登録顧客名と口座番号の組み合わせが、当社が管理する登録顧客名と口座番号の組み合わせと一致した場合に限り、お客様は本取引の注文ができるものとします。
2. お客様が本取引を行うに際し当社へ発注する売買注文は、お客様が注文を入力し、確認の入力を行った後、当社がその入力内容を受信した時点で注文の受付とします。電話による発注の場合には、これに準じ、発注内容の受付確認を口頭で行った時点で注文の受付とします。
3. お客様の手違いにより約定した売買注文については、当社は一切責任を負わないものとします。
4. お客様の顧客名、ユーザーID、パスワードおよび口座番号はお客様自身に限り使用することができ、第三者に貸与または譲渡することはできないものとします。お客様が、お客様の登録顧客名、ユーザーID、パスワードまたは口座番号を第三者に貸与または譲渡させた場合、または、お客様の不注意、盗難、窃取、詐欺、通信の傍受または盗聴等によりお客様の顧客名、ユーザーID、パスワードまたは口座番号が第三者に漏洩した場合等により、第三者が注文なしの指示を行った場合には、それはお客様自身による注文

ないし指示として扱われることにあらかじめご了承いただき、かかる第三者による本取引に係る注文ないし指示に起因して生じた結果については、事情のいかんを問わず、すべてお客様が責を負うことをあらかじめ了承いただきます。

- お客様は、予め取引システムを利用するための機器または回線等をお客様の責任において準備することに同意いただきます。また、お客様が、取引システムの全体または一部分を、コピー、改造、リバース・エンジニアリング、デコンパイル、ディスクアセンブル、または変更しないことに同意いただきます。

第4条 (注文の指示)

- お客様が当社との間で行う外国為替取引の種類、取引金額、注文の内容および注文の執行方法等については、各商品の「取引規定等」に定めるところより、お客様が予め指示するところに従い当社が応じうる範囲で執行するものとします。
- 当社への注文は、当社が各商品の「取引規定等」に定めた取扱時間内に行うものとします。
- 当社は、経済情勢や市場慣行等の変化に伴い取引可能時間を各商品ごとに設定及び変更できるものとし、その詳細は「取引規定等」に定めるところとします。

第5条 (日付処理)

- 成立した外国為替取引の約定日（以下「約定日」という。）は、お客様の注文に係る取引の成立を当社が確認した日といたしますが、約定日に係る日付処理は、事項以下に準ずるものとなります。
- 約定日は、原則として、米国東部における取引終了時を基準とし、当日の米国東部時間午後5時から翌日の米国東部時間午後5時迄を1日として処理するものとします。ただし、月曜日は東京時間午前7時以降の約定が同日の約定となることに合致します。
- 当社において遅滞なく処理される限り、時差等の関係からお客様の注文に係る約定日が日本時間における日付と異なる場合があることにつき、お客様には予めご了承いただきます。

第6条 (注文の執行が不能となる場合)

お客様が取引を行うにあたり当社に指図された売買注文が、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、当社は既取引の決済のために必要な反対売買の注文以外の取引執行を行わないものとします。

- お客様の各商品に関わる各口座が当該注文の執行により残高不足となる場合。
- お客様の売買注文の内容が本約款及び各「取引規定等」に反する場合。

第7条 (委託証拠金の取扱)

お客様が当社との間で行う外国為替取引に係る委託証拠金の取扱については、次の各号に定めるところによるものとします。

- お客様からお預かりする資金は、当社の預り金として管理いたしますが、この預り金には、利息が付かないこと。
- お客様が当社に預託した外国為替取引の委託証拠金について、第8条、第9条および各商品の「取引規定等」により当初証拠金の預託及びこの追加預託を必要とする場合には、お客様は、当社定める方法により、当社にこれを預託すること。
- 外国為替取引に係る委託証拠金としてお客様が当社に預託している委託証拠金の受入および引出しは、本約款および当社の各商品の「取引規定等」に定めるところによること。
- 当社は、経済情勢等の変化に伴い各商品の証拠金率を合理的に変更することができることとし、証拠金率を変更したときは、未決済持高の必要証拠金に対しても変更後の証拠金率を適用できること。
- お客様が預託した外国為替取引に係る委託証拠金については、当社が発行する外国為替取引の「委託証拠金」である旨の表示のある「受領書」の交付を当社より受けること。(但し、当社は顧客報告書の交付をもって、当該受領書の交付に代えることができるものとします。)
- 全各号に定めるほか、お客様が当社に預託いただく委託証拠金の取扱については、当社の「取引規定等」に定めるところによるものとしたします。

第8条 (証拠金率)

お客様は、当社と新規の外国為替取引を行うにあたり、当社が各商品の「取引規定等」に定める「証拠金率」により計算した必要証拠金以上の金額を、委託証拠金として、当該外国為替取引に先立ち当社の指定する日時までに、当社定める方法により、当社に預託し、これを維持することとしたします。

第9条 (証拠金の追加預託・マージンコール)

- 市場価格の変動または証拠金率の変更に伴い、お客様が当社に預託した現金とお客様の未決済持高に係る未実現利益の合計額（以下「口座清算価値」という。）が、お客様の未決済持高に維持証拠金比率を乗じて求めた維持証拠金の水準を下回った場合、お客様は、当社の指定する日時までに、当社定める方法により、口座清算価値が第8条により計算した必要証拠金額を上回る水準となる金額以上の証拠金を当社に追加預託するものとします。
- 証拠金の追加預託に関する規定の詳細は、各商品の「取引規定等」に定めます。
- お客様が証拠金を追加預託する必要があることが判明した場合、当社は、お客様にその旨の通知を行うものとします。
- 第1項にいう当社の指定する日時とは、追加預託を必要とする状況が生じたことを当社が確認した日本時間における日付の翌取引営業日日本時間午後3時とします。
- 第1項にいう当社定める方法とは、当社が指定する銀行口座への日本円または当社が受け入れることができる外貨の振込とします。
- お客様が第1項に従って証拠金を追加預託すべき状況となり、お客様が当社の指定する日時までに当社の定める方法により当社に対して当該証拠金の全額を預託したことを当社が合理的な手段により確認できない場合、お客様は、当社がお客様の損失の拡大防止を目的として、当社の裁量により、未決済持高の全部または一部をお客様の計算において決済することにお客様の異議はありません。

第10条 (建玉・持高の制限)

お客様が当社との間で行う外国為替取引に係る建玉・持高は、必要に応じて当社の定める基準の範囲内とします。

第11条 (顧客報告書の発行)

- 当社は、お客様が当社との間で行う外国為替取引に係る日次および月次の顧客報告書を、当該取引の約定日もしくは決済期日またはお客様が預託した現金の額が変動した日付、および毎月の最終営業日に係る日付で発行し、お客様の届出ご住所にご郵送申し上げるものとし、また、郵送に代え電子メールによる通知もできるものとし、また、当該日付は、第5条の規定に準拠して決定するものとします。
- 各通貨の金額を当該通貨以外の通貨により表示する際の換算レートには、原則として、当社が合理的な手段により入手する当該日付の米国東部時間における当社の定める時刻の為替レートをを用いるものとします。ただし、米国の祝日等の事由により当該為替レートを入手することが困難または不可能である場合は、当社の裁量により、他の合理的な数値を用いるものとします。
- 顧客報告書の記載項目は、各商品の「取引規定等」で定めるものとしたしますが、その記載項目あるいは様式は、その使用目的を阻害しない範囲内で当社の裁量により変更できるものとします。

第12条 (決済期日・ロールオーバー)

- お客様と当社との間で行う外国為替取引の決済期日について、別段の決済期日を定めない場合は、当該取引は決済期日を取引約定日より銀行間市場における慣行に準拠する2営業日後と定める外国為替取引（スポット取引）といたします。
- お客様と当社との間で行う外国為替取引の決済期日について、その取引における決済期日前の当社の定める日時までにお客様から当社に対し第2条による最終決済する旨のご指定がないときは、お客様の計算において当該決済期日を翌営業日以降の当社の指定する日に更新するための手続（以下「ロールオーバー」という。）を当社の裁量で行うことといたします。
- ロールオーバーに際しては、内外金利差等の条件を参考にして当社が定める取引レートを適用することとしますが、ロールオーバーの期間及び損益の清算時期については、各商品の「取引規定等」に定めるところによります。

第13条 (決済条件の変更)

お客様は、天変地異、経済事情の激変、その他やむを得ない理由に基づいて、当社がお客様の注文に係る外国為替取引について決済期日等の合理的な決済条件の変更を行った場合には、その措置に従うものとします。

第14条 (諸料金等)

- お客様が当社との間で約定した取引の手数料につき、当社が各商品の「取引規定等」に定める取引手数料を支払うものとします。取引手数料は当社がその裁量で随時変更できるものとし、変更があった場合には第29条の取引条件変更の通知によりお客様宛に通知するものとします。
- お客様は、公租公課その他の賦課金および当社所定の手数料を当社の請求があり次第、当社の定める期限および方法により、当社に支払うものとします。
- お客様の指示による特別の扱いについては、当社の要した実費およびその役務提供手数料を当社がお客様より申受けることができるものとしたします。

第15条 (通貨の受払い)

外国為替取引に関してお客様と当社の間で行われる通貨の授受は、原則としてお客様が自己名義で開設する預金勘定と当社が指定する当社名義の預金勘定との間の送金振込の方法により行うものとします。

第16条 (期限の利益の喪失)

お客様について次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、当社から通知、催告等がなくても当社に対する外国為替取引に係る債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとする。

- 支払の停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。ただし、申立人が誰であるかを問わない。
- 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- お客様の当社に対する外国為替取引に係る債権またはその他一切の債権のいずれかについて仮差押、保全差押または差押の命令または通知が発送されたとき。
- お客様の当社に対する外国為替取引に係る債務について差し入れている担保の目的物について差押または競売手続の開始があったとき。
- 外国の法令に基づく上記各号のいずれかに相当または類する事由に該当したとき。
- 死亡したとき。
- 心身機能の重度な低下により、外国為替取引の継続が著しく困難または不可能となったとき。
- 住所変更の届出を怠るなどお客様の責めに帰すべき事由によって、当社にお客様の所在が不明となったとき。

第17条 (当社の請求による解約・清算)

次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、当社の請求によって当社に対する外国為替取引に係る期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとする。

- お客様の当社に対する外国為替取引に係る債務またはその他一切の債務のいずれかについて一部でも履行を遅滞したとき。
- お客様の当社に対する外国為替取引に係る債務を除くすべての債務について、差し入れている担保の目的物について差押、または競売手続の開始があったとき。なお、外国の法令に基づくこれらのいずれかに相当または類する事由に該当した場合を含むものとします。

- お客様が当社との間での本約款またはその他一切の「取引規定等」のいずれかに違反したとき。なお、第9条6項を含むものがこれに限られます。
- 前3項のほか、債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第18条 (支払不能または不能となる恐れがある場合等における外国為替取引)

- お客様が第16条、17条のいずれかに該当したときは、当社の裁量で、お客様が当社との間で行っているすべての外国為替取引につき、お客様の計算において最終決済を行うことにお客様の異議はありません。この場合、当社がおお客様の計算において行ったすべての外国為替取引についての転売または買戻しの結果、お客様と当社とのすべての外国為替取引は一括して当然に終了し、かかる終了によりお客様が当社に対して負う債務は、第20条に定める差し引き計算により、お客様の当社に対する単一の債務となり、催告なくして直ちに支払うべきものとなります。
- 第1項の最終決済を行った結果、損失が生じた場合には、お客様は当社に、その額に相当する金銭を直ちに支払うものとします。
- 当社は、第1項に基づく最終決済をお客様または当社の他のお客様における損害の発生または拡大の防止の目的において、あるいはやむを得ないと認められる場合にのみ行うこととし、第1項に規定する事由が存するときでもかかる目的以外ではこれを行わないものとします。

第19条 (強制決済・ロスカット)

- お客様の取引に係る口座清算価値が債務超過に陥ったときまたは債務超過に陥る危険が高いと判断されるとき、当社がおお客様の損失の拡大防止を目的として、当社の裁量によりお客様の未決済の持高の全部をお客様の計算において決済することとし、その時点において未約定していないお客様の取引注文の全部を当社の裁量により取り消しますが、お客様は、これに異議はありません。また、本条における決済を行った結果、当社に対して債務が生じた場合、お客様は当社に対してその額に相当する金銭を直ちに支払うものとします。
- お客様の計算による未決済の外国為替取引について、相場の変動によって生ずるお客様の損失を限定することを目的として、予めお客様と当社との間で合意して設定した条件(以下、「ロスカット条件」といいます。)に抵触することとなったときは、本約款第1条およびお客様が当社に設定した取引口座を通じて行っているすべての外国為替取引を決済するために必要な転売または買戻しを、お客様に事前に通知することなくお客様の計算において当社の裁量により行うこととし、お客様の異議はございません。
- 強制決済およびロスカットの発動条件については、各商品の「取引規定等」によるものといたします。

第20条 (差引計算)

- 期限の到来、第116条に規定する期限の利益の喪失その他の事由によって、お客様が当社に対する債務を履行しなければならない場合には、当社はお客様の債務と当社に対する外国為替取引に係る債権その他一切の債権とを、その債権の期限のいかににかかわらず相殺することができるものとします。
- 前項の相殺ができる場合には、当社は事前の通知および所定の手続きを省略し、お客様に代わり諸預け金の払戻しを受け、債務の弁済に充当することもできます。
- 前2項によって差引計算をする場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとし、債権債務の利率および遅延損害金の率については当社の定める利率および率によるものとし、また差引計算を行う場合、債権および債務の支払通貨が異なるときに適用する外国為替レートについては、当社の取引レートによる適切な手数料を加えた換算レートを採用するものとします。

第21条 (占有物の処分)

- お客様が本約款に基づき当社に差し入れる委託証拠金その他の担保はすべて、お客様が外国為替取引に関連して当社に対して負担する債務を共通に担保することといたします。
- お客様が外国為替取引に関し、当社に対し負担する債務を履行しなかった場合には、お客様の委託証拠金は、サブ口座等の実務便宜上の区分に拘らず、その全体を当社がその裁量で処分できるものとし、この場合すべて第20条に準じて取り扱われることにお客様の異議はありません。
- お客様の当社に対する債務の弁済または第20条による差引計算を行う場合、当社の占有物の処分価額がお客様の債務の全額を消滅させるのに足りないときは、当社は、当社が適当と認める順序方法により充当できるものといたします。

第22条 (遅延損害金の支払)

お客様が外国為替取引に関し、当社に対する債務の履行を怠ったときは、当社の請求により、当社に対し、履行期日の翌日(当該日を含む。)より履行の日(当該日を含む。)まで、当社が定める率および計算方法による遅延損害金を支払うことに、お客様の異議はありません。

第23条 (債権譲渡等の禁止)

お客様が当社に対して有する外国為替取引に係る債権は、当社の事前の書面による同意なしに他に譲渡または買入れできないものとします。

第24条 (報告)

第16条各項(但し、第8項を除く。)および第17条第2項のいずれかの事由が生じた場合には、お客様は、当社に対し、直ちに書面をもってその旨の報告をするものとします。

第25条 (届出事項の変更届出)

当社に届け出た氏名もしくは名称、印章もしくは署名鑑、住所、事務所の所在地、連絡先または銀行口座その他の事項に変更があったときは、お客様は、当社に対し直ちに書面をもってその旨の届出をするものとします。

第26条 (監督官庁等への報告)

- お客様は、当社が法令等に基づき要求される場合には、お客様に係る外国為替取引の内容その他を当社が政府機関等あてに報告することに異議はありません。この場合、お客様は、当社の指示に応じて、かかる報告書その他の書類の作成に協力するものとします。
- 前項の規定に基づく報告書その他の書類の作成および提出に関して発生した一切の損害については、当社は免責されるものとします。ただし、当社の故意または重大過失に起因するものを除きます。

第27条 (解約)

- 次の各号のいずれかに該当し、またはお客様が第16条に掲げる事項のいずれかに該当したときは、本約款は解約できるものとします。
- お客様が当社に対し当社との取引の解約を申し入れたとき、当社がお客様に対しお客様との取引の解約の申し出をしたとき、お客様が本約款の条項のいずれかに違反し、当社が本約款の解約をお客様に通告したとき、また、第31条に定める本約款の変更にお客様が同意しないときにも、本約款は解約されるものとします。
 - ただし、解約時においてお客様の注文に係る外国為替取引等の未決済勘定が残存する場合、またはお客様の当社に対する本約款に基づく債務が残存する場合には、その限度において本約款は引き続き効力を有するものとします。
 - 前項の場合において、本口座に残高があるときの処理については、当社は、合理的な範囲内においてお客様の指示に従うものとします。
 - 前項の指示をした場合に、当社の要した実費はその都度直ちに当社に支払うものとします。

第28条 (免責事項)

- 次の各号に掲げる事由によりお客様がこうむる損害については当社は免責されるものとします。
- 天変地異、政変、同盟罷業、外貨事情の急変等、不可抗力と認められる事由により、外国為替取引の執行、現物の受渡し、オプション取引の権利行使(割当を含む。)、金銭の授受または預託の手続き等が遅延し、または不能となったことにより生じた損害。
 - 外国為替市場の閉鎖、休場または相場もかかわらず規則の変更等の事由により、当社が注文に応じ得ないことよって生じる損害。
 - 国内の休日または当社の取扱時間外のために、お客様の注文に当社が応じ得ないことにより生じる損害。
 - 電信、インターネット、電話回線、携帯電話設備もしくは郵便等の通信手段における誤謬または、遅延等お客様のコンピュータのハードウェア、ソフトウェア、携帯端末等の故障または誤作動、市場関係者もしくは第三者が提供するシステム、ソフトウェア等の故障または誤作動、通信回線のトラブル等、本取引に関係する一切のシステムに係る障害その他の当社の責めに帰すべからざる事由により生じた損害および損失ならびに当社の故意または重大な過失によらない当社のコンピュータシステム、ソフトウェア等の故障および誤作動により生じた損害および損失。
 - 所定の書類に使用された印影または署名と届出の印鑑または署名鑑とが相違ないものと当社が認めて、金銭の授受、その他の処理が行われたことにより生じた損害。
 - お客様の外国為替取引に係る口座番号または電子取引システムにおけるユーザーIDおよびパスワード等、外国為替取引の注文を実行するために当社とお客様の間で取決めた符牒が当社の責めに帰さない事由により第三者に漏洩したことにより生じる損害。

第29条 (取引条件変更の通知)

本約款あるいは「取引規定等」等お客様と当社との外国為替取引に係る取引条件に重要な変更があったときは、当社は原則としてWEBサイトで公示する他、電話または電子メール等でその内容をお客様にご通知申し上げます。

第30条 (通知および書類送付)

- 当社がお客様に対して取引に係る通知を行う場合またはお客様に対して顧客報告書等の書類を送付する場合には、当社は、当社の選択により、お客様が予め届け出た住所、電話番号、ファックス番号、電子メールアドレス等の連絡先のいずれかに通知を行い、または書類もしくは電子情報を送付することができるものとします。
- お客様に対する通知、またはお客様に対して送付した書類が、お客様の連絡先に係る届出の不備、お客様の不在その他当社の責めに帰すことのできない事由により遅延し、または到達しなかった場合には、当社の行った通知、または当社の送付した書類もしくは電子情報は、通常到達すべき時に到達したものとみなされるものとします。

第31条 (本約款の変更)

本約款は関係する法令等が変更した場合、または他の事由により変更の必要が生じた場合は、予告なく改定されることがあります。本約款の条項について、当社から諸君の回答期限を定めて合理的な変更の申入れがあった場合において、お客様が所定の期間中に異議の申出をしなかったときは、お客様がその変更にご同意したものと当社がみなすことにお客様の異議はありません。

第32条 (適用法)

本約款は、日本国の法律により準拠し、解釈が行われるものとします。

第33条 (合意管轄)

お客様と当社との間の外国為替取引に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的裁判管轄に服するものとします。

発効日 平成14年4月1日

改定日 平成16年4月19日

改定日 平成18年2月20日

日短FXダイレクト取引規定

第1条（本規定の適用等）

日短FXダイレクト取引規定（以下、「本規定」といいます。）は、お客様がセントラル短資オンライントレード株式会社（以下、「当社」といいます。）との間のインターネットを利用した、あるいは電話による指図にて行う日短FXダイレクト（以下、「本商品」といいます。）のサービスの利用に関するお客様と当社との取り決めです。お客様が、当社と本商品のお取引をいただくに先立ち、外国為替取引約款（以下、「約款」といいます。）への追加条項として、本規定の各条項にご同意いただくものといたします。

第2条（日短FXダイレクト商品の定義）

1. 別途「取引要綱」に規定する証拠金率、取扱通貨ペアにより本商品をお取引頂けることとし、決済方法は、「約款」に規定の「受渡決済」又は「差金決済」によるものといたします。
2. 最終決済指定の通知手段及び締切時限は、本商品の「取引要綱」の規定に定めるところに従います。

第3条（ロールオーバースワップ損益の清算）

当社は、本商品の「取引要綱」に規定の期間毎に、当該期間に発生したロールオーバースワップ損益を計算し、当該損益をロールオーバーの約定日に本商品口座への入出金記帳により清算するものといたします。

第4条（注文受付時間）

1. お取引は、当社が「取引要綱」に定める各営業日の注文受付時間内といたします。
2. 当社は、経済情勢や市場慣行等の変化に伴い注文受付時間を変更できるものといたします。
3. 約定時間については、約款第5条に準ずることといたします。

第5条（取引数量）

お客様が本取引を利用して取引できる数量は、「取引要綱」に定める取引単位以上その整数倍単位とし、当社がお客様より預託を受けている証拠金金額及びこれに対し別途取引要綱で規定する「証拠金率」より算定される限度額以内の額といたします。

第6条（証拠金の受入・支払）

お客様が本取引を行うに当り必要な証拠金の取り扱いについては、約款第1条2項で定める送金振込みによる通貨の受払いのほか、当社に開設している他商品のお取引口座の残高からの振替により、本商品用のお取引口座（マスター口座）にご預託いただくこともできます。

第7条（証拠金の追加預託・マージンコール）

当社は、お客様のポジションをNY午後5時に評価の値洗いをを行います。その際別途取引要綱で定める維持証拠金が不足となった場合には、当社は原則として電子メールまたは電話によりお客様にその事実を通知し、お客様は日本時間の翌銀行営業時間午後3時まで当初証拠金比率で計算した必要証拠金を上回る水準まで証拠金の追加預託措置を講じるものといたします。

第8条（強制決済・ロスカットルール）

お客様のポジションの評価損益金が別途取引要綱で定めるロスカットルールに抵触した場合は、当社はお客様に通知することなく、当社がおお客様の計算において反対売買をすることが出来るものといたします。

第9条（顧客報告書）

本商品の顧客報告書には、その日付に約定した取引、手数料等の諸掛り、未決済の持高、実現損益、未実現損益、私が預託する現金の額、必要証拠金額、維持証拠金額、超過預託金額ならびに口座清算価値等が記載されるものといたします。

第10条（取引規定の変更通知）

本規定に重要な変更があったときは、約款第29条に基づき当社は、その内容をお客様にご通知申し上げます。

第11条（異議申し立て）

本規定の条項について、当社から諾否の回答期限を定めて合理的な変更の申し入れをした場合において、お客様から所定の期間中に異議の申出がなかったときは、当社は、お客様がその変更にご同意いただいたものとみなします。

発効日 平成18年2月20日

FXデポ取引規定

第1条（本規定の適用等）

FXデポ取引規定（以下、「本規定」といいます。）は、お客様がセントラル短資オンライントレード株式会社（以下、「当社」といいます。）との間のインターネットを利用した、あるいは電話による指図にて行うFXデポ（以下、「本商品」といいます。）のサービスの利用に関するお客様と当社との取り決めです。お客様が、当社と本商品のお取引をいただくに先立ち、外国為替取引約款（以下、「約款」といいます。）への追加条項として、本規定の各条項にご同意いただくものといたします。

第2条（FXデポ商品の定義）

1. 別途「取引要綱」に規定する証拠金率、ロールオーバー期間及び取扱通貨ペアにより、本商品をお取引頂けることとし、期間満了日あるいは解約時の決済方法は、「約款」に規定の「受渡決済」又は「差金決済」によるものと致します。
2. 最終決済指定の通知手段及び締切時限は、本商品の「取引要綱」の規定に定めるところに従います。

第3条（ロールオーバースワップ損益の清算、期間選択）

1. 当社は、お客様からご指定のあった期間毎に、当該期間に発生したロールオーバースワップ損益を計算し、当該損益をロールオーバーの期間満了日に本商品口座への入出金記帳により清算するものとします。
2. 買付け当初取引に適用されるロールオーバー期間は、お客様が申込の際に指定した期間としますが、その後のロールオーバーについては、期間の設定は取引毎に、当社が設定した期間の中からお客様が選択指定できるものとします。
3. お客様は各ロールオーバー期間の期間満了日に先立ち、次回ロールオーバー期間を新たに指定できるものとしますが、当該期間指定の通知手段及び締切時限は、本商品の「取引要綱」の規定に定めるところに従います。
4. お客様から、2項、3項に準じた特段の期間につきご指定のない場合には、期間満了日を迎える期間と同じ期間でのロールオーバーをご選択になったものとして当該期間の更新措置をとります。

第4条（注文受付時間）

1. お取引は、当社が「取引要綱」に定める各営業日の取引可能時間内といたします。
2. 当社は、経済情勢や市場慣行等の変化に伴い取引可能時間を変更できるものとします。
3. 約定時間については、約款第5条に準ずることといたします。

第5条（取引数量）

お客様が本取引を利用して取引できる数量は、「取引要綱」に定める取引単位以上その整数倍単位とし、当社がお客様より預託を受けている証拠金金額及びこれに対し別途取引要綱で規定する「証拠金率」より算定される限度額以内の額とします。

第6条（証拠金の受入・支払）

お客様が本取引を行うに当り必要な証拠金の取り扱いについては、約款第1条2項で定める送金振込みによる通貨の受払いのほか、当社に開設している他商品のお取引口座の残高からの振替により、本商品用のお取引口座（サブ口座）にご預託いただくこともできます。また、「約款」に準じ、本商品のサブ取引口座の入出金処理は、マスター口座経由で行います。

第7条（売買注文の受付）

1. お客様は、本商品取引システムに口座番号、ログインパスワード並びに取引希望外貨の種類、売買の方向及び数量を入力することにより当社に対する取引の申込みを行なうことといたします。
2. お客様が本取引を行うに当り当社へ発注する売買注文は、お客様が注文を入力し、確認の入力を行った後、当社がその入力内容を受信した時点で注文の受付とします。
3. お客様の手違いにより約定した売買注文については、当社は一切責任を負わないものとします。
4. また、積立型商品に関しては、取引要綱に規定した当社が定める時間の為替レート（当社公表レート）により自動的に外貨の買付取引を行います。

第8条（顧客報告書）

本商品の顧客報告書には、その日付に約定した取引、決済損益、手数料等の諸掛り、未決済取引、実現及び未決済スワップ損益、私が預託する現金の額、必要証拠金額、維持証拠金額、ならびに、超過証拠金等が記載されるものといたします。

第9条（中途解約）

1. お客様が、定期型の本商品を中途解約なさる場合には、当該商品に対応する外貨の買付ポジションの売戻取引を当社の提示する市場レートで行っていただきますが、当該取引の値決めにあたっては、本商品定期型取引要項に規定する中途解約手数料に加えロールオーバーの組戻しに伴う費用が生ずることをお客様にはご了解いただきます。
2. 本商品普通型の場合には、ロールオーバーの組み戻し費用は発生いたしません。

第10条（取引規定の変更通知）

お客様の外国為替取引に係わる取引条件に重要な変更があったときは、約款第29条に基づき当社は、その内容をお客様にご通知申し上げます。

第11条（異議申し立て）

本規定の条項について、当社から諾否の回答期限を定めて合理的な変更の申し入れをした場合において、お客様から所定の期間中に意義の申出がなかったときは、その変更にご同意いただいたものとみなします。

発効日 平成18年2月20日

外国為替取引のリスク

はじめに

外国為替には様々なリスクが伴います。お客様は、お取引を開始される前に取引に伴うリスクについて十分にご理解していただく必要がございます。外国為替取引は元本が保証されたものではありません。取引を開始した後に、外国為替レートがお客様にとって不利な方向に変動した場合は、お客様は損失を被ることとなり、市場の値動きが同じであっても、ポジションが大きくなれば、これに比例して取引損益は大きくなり、このため、口座の清算価値は大きく変動することになります。市場がお客様のポジションに対して一定の割合以上不利な方向に変動した場合、レバレッジの効果を下げるため、保有する一部または全部のポジションを決済するか、あるいは新たにこの資金を預託していただくことがあります。さらに市場がお客様のポジションに対し急激にかつ大きく不利な方向に変動した場合、お客様の損失の拡大を防止するため、お客様の保有するポジションの一部あるいは全部が強制的に決済される可能性もあります。証拠金取引では、このレバレッジ効果を利用することができ、大きな利益を得ることも可能ですが、逆に、預託した資金を全て失う、あるいは預託した資金を超える損失を被る可能性も同時に存在します。

1. レバレッジ効果

証拠金による外国為替取引にはレバレッジ（テコの作用）による高度なリスクが伴います。取引の証拠金の額は実際の取引金額に比べて小さいため、現物取引に比べ、小額の資金で相対的に大きなポジションを取ることが可能でございます。但し、市場の値動きが同じであっても、ポジションが大きくなれば、これに比例して取引損益は大きくなり、このため、口座の清算価値は大きく変動することになります。市場がお客様のポジションに対して一定の割合以上不利な方向に変動した場合、レバレッジの効果を下げるため、保有する一部または全部のポジションを決済するか、あるいは新たにこの資金を預託していただくことがあります。さらに市場がお客様のポジションに対し急激にかつ大きく不利な方向に変動した場合、お客様の損失の拡大を防止するため、お客様の保有するポジションの一部あるいは全部が強制的に決済される可能性もあります。証拠金取引では、このレバレッジ効果を利用することができ、大きな利益を得ることも可能ですが、逆に、預託した資金を全て失う、あるいは預託した資金を超える損失を被る可能性も同時に存在します。

2. 損失を限定させるための注文の効果

損失を限定することを意図した特定の注文方法（例えば"ストップ・オーダー"；逆指値注文"など）は、通常の市場環境ではお客様の損失を限定する効果があるものと考えられますが、状況によっては有効に機能しないことがあります。例えば、市場価格が一方にかつ急激に変動した場合、ストップ・オーダー（逆指値注文）が意図したストップ価格よりむしろ不利な価格で成立する可能性があり、意図していない損失を被ることがあります。

3. 外国為替取引の性質とリスク

弊社における外国為替取引は相対取引（OTC取引＝Over the counter取引）によって行われます。弊社は、取引所で行われる証券取引や先物取引の場合とは異なり、外国為替取引に関してお客様のカウンターパーティ（取引の相手方）として行動します。相対取引では、既存ポジションの決済や公正な価格の決定等が、取引所で行われる証券取引や先物取引の場合と比べて困難となる可能性があります。また、外国為替取引は証券取引や先物取引と比べて規制が少ないため、取引所取引とは異なる独自市場慣行に従い取引されます。そのような性質から相対取引では取引の執行を当事者同士の信頼に依存する部分が取引所取引と比べてより多くなります。お客様が外国為替取引を開始いただく前に、各種の市場慣行と取引特性・仕組み及びリスクについてご理解いただく必要があります。

4. 信用リスク

弊社における外国為替取引は相対取引によって行われます。当社では取引所で行われる証券取引や先物取引の場合と異なり、外国為替取引に関してお客様のカウンターパーティ（取引の相手方）として行動します。このため、相対取引の相手方である弊社の信用状況により、損失を被る事があります。

5. 外国為替の価格変動リスク

外国為替取引には、価格変動リスクが伴います。外国為替取引とは、ある通貨を対価として、その通貨以外の通貨を売買する取引を指しますが、「買った通貨の値下がりリスク」または「売った通貨の値上がりリスク」が存在します。リスクの量は、為替の持高（ある通貨の所持又は買持残高）に比例しますが、特に、外国為替証拠金取引では、上記のレバレッジの効果に留意なさる必要があります。リスク量は、持高で計測すべきもので、レバレッジはリスク量の指標として適切でない場合もございます。

6. 金利変動リスク

お客様が当初決済日以降に持高を繰延なさる場合には、決済日の更新取引（ロールオーバー取引）が行われますが、この場合、その持高に関する金利差の清算も行われ、日々スワップポイントの支払いが発生します。スワップポイントの支払いは、各国の景気や政策など様々な要因による金融情勢を反映した市場金利の変化に応じて日々変化します。そのため、「持高」に変化が無くとも、その時々金利水準によってスワップポイントの支払いの金額が変動いたします。また、お客様がポジションを決済なさるまで、スワップポイントの支払いが発生します。

7. 流動性と特殊な状況

市場の状況によっては、お客様が保有するポジションを決済することや新たにポジションを保有することが困難となる場合があります。外国為替市場には幅制限はなく、特別な通貨管理が行われていない日本円を含む主要国通貨の場合、通常高い流動性を示しています。しかし、主要国での国民の祝日におけるお取引、あるいは普段から流動性の低い通貨でのお取引は、弊社の通常の営業時間帯であっても価格の提示や注文の成立が困難となる場合があります。また、天変地異、戦争、政変、為替管理政策の変更、同盟罷業等の特殊な状況下で特定の通貨のお取引が困難または不可能となる可能性もあります。

8. 外貨建て取引（日本円の介在しない為替取引）と通貨両替の為替リスク

決済通貨が外貨の取引にかかる利益および損失は、当該通貨以外の通貨（日本円を含む。）に転換する際、為替レートの変動により転換価値が変動します。また、特定通貨で預託している資金を口座内のコマース・ディール（通貨両替）によって他の通貨に転換する際にも、同様の為替レートの変動によるリスクが存在します。

9. 預託された資金

外国為替取引には、組織化された取引所で行われる株式や先物などの取引とは異なり、公的な資産保全制度は存在しません。このため、お客様が預託される資産は、お客様の取引先や受託銀行の信用リスクに晒されることとなります。弊社は、お客様からお預かりした資産の一部をお客様名義の信託口座に再預託することでお預かりした資産の保全を図っておりますが、このことは弊社が破綻した場合に、お預かりした資産の全額についてお客様が優先弁済を受けられることを保証するものではありません。万一、弊社が破綻した場合には、お客様は信託口座に再預託された部分について優先的に弁済を受け、その他の部分については弊社一般債権者と同等に扱われることとなります。

10. 電子取引システムの利用

電子取引システムを利用したお取引には、電話でのお取引とは異なる独自のリスクが存在します。電子取引システムでのお取引の場合、注文の受付には人手を介さないため、お客様が売買注文の入力を誤った場合、意図した注文が成立しない、あるいは意図しない注文が成立する可能性があります。電子取引システムは、お客様ご自身の通信機器の故障、電話回線の障害、情報ベンダーの配信の障害、あるいは電子取引システムそのものの障害など様々な原因で一時的または一定期間にわたって利用できない状況となる可能性があります。電子取引システム上の価格情報に表示される価格は、必ずしも市場の実勢を正確に表示しているとは限りません。市場が急激に変動した場合や、インターネット環境の状況により価格情報は遅れ気味となり、電子取引システム上の価格情報と市場の実勢価格との間で乖離が発生する可能性があります。電子取引システムを利用する際に用いられるユーザーID、パスワード等の情報が、窃盗、盗聴などにより漏洩した場合、その情報を第三者が悪用することによりお客様に損失が発生する可能性があります。

11. オプション取引

オプションをお取引されるお客様は、オプションのタイプ（コール/プット）とリスクについてご理解していただく必要があります。オプションの買い方は、オプション購入時に支払ったオプションプレミアムと取引費用の合計に相当する投資金額の全額を失う可能性があります。オプションの値目はそのオプションの原契約価格と権利行使価格の差額により決まり、一般的にアウト・オブ・ザ・マネー（コールでは原契約価格（権利行使価格、プットでは原契約価格）権利行使価格）のまま満期を迎えた場合、オプションの買い方は購入時に支払った投資金額をすべて失うこととなります。一方、オプションの売り方は、オプションの市場価格がお客様の予想した相場展開と違った動きになり、オプションの買い方に権利行使された場合はその損失は限定されません。また、オプションの売り方は売却時、証拠金を差し入れなければならないため、市場が一定の割合以上不利な方向に変動した場合、追加証拠金の差し入れも必要となります。なお、オプションの売り方は、オプション売却時、オプションプレミアムを受取ることでありますが、これは利益として確定したのではなく、市場が不利な方向に変動した場合には大きな損失を被る可能性があります。

12. 売買注文のキャンセルおよびオプションの権利行使期限

売買注文は、その注文が約定するまではキャンセルすることができますが、一度約定した売買注文をキャンセルすることはできません。また、オプション取引には、予め定められた権利行使期限があり、期限を過ぎたオプションを権利行使することはできません。

金融商品販売法に係る重要事項

当社で取り扱う外国為替証拠金取引について重要事項を説明いたします。

1. 信用リスク

弊社における外国為替取引は相対取引（OTC取引＝Over the counter取引）によって行なわれます。当社では取引所で行われる証券取引や先物取引の場合と異なり、外国為替取引に関してお客様のカウンターパーティ（取引の相手方）として行動します。このため、相対取引の相手方である弊社の信用状況により、損失を被る事があります。

2. 市場リスク（為替変動リスク）

外国為替市場は24時間間隔に為替レートが変動しています。お客様の予想した相場展開と違った動きになった場合、為替差損により預託した資金の一部、又は全額以上の損失を被る可能性があります。

3. 権利行使期間・解約期間の制限

売買注文は、その注文が約定するまではキャンセルすることができますが、一度約定した売買注文をキャンセルすることはできません。また、オプション取引には、予め定められた権利行使期限があり、期限を過ぎたオプションを権利行使することはできません。

この文書は、外国為替取引に伴う典型的なリスクを簡潔に説明するためのものであり、取引に生じる一切のリスクを漏れなく示すものではありません。

お取引の開始に際しては、取引の仕組みおよびリスクについて十分にご理解いただくようお願い申し上げます。